

しのぶ福祉会のパワハラ裁判を支援する会

ニュース第 11 号 2023 年 7 月

仙台高裁でも 勝利しよう！



2023 年 6 月 13 日報告集会（仙台弁護士会館にて）

****この間の取り組み****

- 1/26 福島地裁勝利判決
- 2/15 しのぶ福祉会団体交渉
- 3/30 支援する会報告・決起集会40名参加
- 同日 被告側仙台高裁に「控訴理由書」提出
- 6/13 仙台高裁第一回控訴審膨張と報告集会
35名参加（上写真）

◆新たな署名

- ①仙台高裁宛（公正な判決を求める）
- ②理事会宛（法人の健全な運営を求める）
- 4/12 県・市内の団体訪問 17団体
- 4/13 新聞折り込み

◆署名提出

6/13 仙台高裁へ第1次提出

2316筆

6/19 理事会へ 第1次提出

団体148筆 個人187筆

7月末第2次集約 8月末最終集約

社会福祉法人しのぶ福祉会のパワハラ訴訟は、提訴から二年四ヵ月を経て、二〇二三年一月の地裁で勝利判決が出ました。判決は退職無効と、労災認定と同様、パワハラが原因で精神疾患を発症し、休職に追い込まれた原告の訴えを認めました。この完全勝訴を受け、福島県医労連では、団体交渉にて地裁判決を真摯に受け止め控訴しないように要請しました。しかし、法人側は、判決を不服として控訴しました。

支援する会では、新たな署名①仙台高裁宛②理事会宛の2つの署名に勢力的に取り組んでいます。全国から署名と一緒に応援のメッセージも寄せられ励まされています。パワハラを許さない！私たちの思いを、署名に託し訴えましょう。月に仙台高裁と法人理事会へ、署名の第1次提出をしました。

福島地裁で勝利判決

仙台高裁控訴審に向けて

6・13 支援する会報告集会にて

***** **弁護士から** *****

被告側の控訴理由として、我こそが被害者だと主張しているが、福島地裁でもパワハラ行為の理由にならないとバツサリ排斥されている。さらに、共同不法行為（組織的なパワハラ行為）も認められてる。

今回裁判長からの和解勧告が出された。7/10 和解協議、協議が決裂した場合は9/28 に判決が言い渡される。判決を迎える際には みなさんに傍聴席を埋め尽くしてほしい。

***** **原告2人から** *****

私たちの原動力は、パワハラやいじめでは、被害者が職場や学校を去る選択を強いられる一方で、加害者は今まで通りの生活を続けている。そういった不条理が許せない、その思いが原動力になっている。みなさんとの運動もありメディアにも取り上げられ、パワハラ裁判は社会的な関心を集めていることを実感している。福島・宮城の支援者に感謝でいっぱい。大変心強く支えになっている。

***** **支援者から** *****

- ◆ パワハラは、労働者の人格や尊厳を傷つける行為で、許してはならない！この控訴審の結果で、パワハラで悩んでいる人を励ましたい。
- ◆ 管理職からの無理難題の押しつけは、エスカレートし、パワハラになってしまう。許せない、憤りを感じる。
- ◆ 全国の国民救援会に署名の協力を発信している。とくに公害や原発などの運動団体からは、仲間意識でたくさんの署名が寄せられている。パワハラを許さない思いを署名に託し、裁判官や理事会に訴えましょう！
- ◆ （宮城県医労連）労働相談ではパワハラ・セクハラ・マタハラなどのハラスメントに悩む相談が多い。マタハラで悩む看護師からは、「管理職から職場復帰や夜勤勤務について強要を感じている。働きながら子どもを産み育てられないのか！」と嘆いていた。働き続けるためにハラスメントをなくすことが必要。このパワハラ裁判、宮城の私たちも福島に協力して支援していきたい。
- ◆ 労働者の人格と誇りを傷つけ、精神的に追い込んでいくパワハラ行為をなくしたい！労働者に希望を与える運動で、9月には勝利判決を迎えましょう！

【今後の予定】

7/10 和解協議

9/28 仙台高裁 判決

県労連ホームページリニューアル

**支援する会ニュースや署名用紙
等アップ中！**

